

府 食 第 175 号

令和 6 年 3 月 21 日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和 5 年 5 月 30 日付け厚生労働省発生食 0530 第 1 号をもって貴省から当委員会に意見を求められた事項の 2 については、メチルセルロースの使用基準の改正に伴い、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム及びデンプングリコール酸ナトリウム（以下「対象物質」という。）の併用に係る使用基準を改正するものである。

メチルセルロースと対象物質の併用は一般的ではなく、本改正による使用への影響は実質的に無視できることから、本改正による人の健康に及ぼす影響が変わることはなく、本件は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。